

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案新旧対照表

○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国の負担又は補助の割合の特例等） 第百五条 （略） 2 国は、<u>沖縄振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。</u> 3 国は、<u>前二項に規定する事業のほか、沖縄振興計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。</u> 4 （略） 5 （略） 6 （略） 7 （略） 8 （略）	（国の負担又は補助の割合の特例等） 第百五条 （略） 2 国は、<u>前項に規定する事業のほか、沖縄振興計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。</u> 3 （略） 4 （略） 5 （略） 6 （略） 7 （略）

（沖縄振興特定事業計画の作成）

第百五条の二 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づく事業のうち、前条の規定によりこれに要する経費について国が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付する事業以外の事業であつて政令で定めるもの（以下「沖縄振興特定事業」という。）を実施するための計画（以下「沖縄振興特定事業計画」という。）を作成することができる。

2 沖縄振興特定事業計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 沖縄振興特定事業計画の目標

二 前号の目標を達成するために必要な沖縄振興特定事業に関する事項

三 前号の事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事務又は事業に関する事項

四 計画期間

五 その他内閣府令で定める事項

3 沖縄県知事は、沖縄振興特定事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ関係市町村長その他の者の意見を聴かなければならない。

4 沖縄県知事は、沖縄振興特定事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、沖縄振興特定事業計画の変更について準用する。

（交付金の交付等）

第百五条の三 沖縄県知事は、次項の交付金を充てて沖縄振興特定事業計画に基づく沖縄振興特定事業の実施をしようとするときは、当該沖縄振

興特定事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、沖縄県知事に対し、前項の規定により提出された沖縄振興特定事業計画に基づく沖縄振興特定事業の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

附 則

(この法律の失効)

第二条 (略)

2 次の表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(略)	
一 公庫がこの法律の失効前に貸し付けた第六十四条第一項の貸付金	第六十四条及び第二百一十条

(この法律の失効)

2 次の表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

2 次の表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

(この法律の失効)

第二条 (略)

2 次の表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(略)	
一 公庫がこの法律の失効前に貸し付けた第六十四条第一項の貸付金	第六十四条及び第二百一十条

(略)	四	沖繩振興計画に基づく事業で、平成二十四年度以後に繰り越される国の負担金、補助金又は交付金に係るもの	第八十九条及び第一百五
			条から第百八条まで

(国の無利子貸付け等)

第六条 (略)

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項第二号口に掲げる交通安全施設等整備事業で第百五条第三項の規定により国がその費用について補助することができるもののうち社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第百五条第三項の規定により国が補助することができ金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 国は、当分の間、地方公共団体に対し、水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設に関する事業で第百五条第三項の規定により国がその費用について補助することができるもののうち社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第百五条第三項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子

(略)	四	沖繩振興計画に基づく事業で、平成二十四年度以後に繰り越される国の負担金又は補助金に係るもの	第八十九条及び第百五
			条から第百八条まで

(国の無利子貸付け等)

第六条 (略)

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項第二号口に掲げる交通安全施設等整備事業で第百五条第二項の規定により国がその費用について補助することができるもののうち社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第百五条第二項の規定により国が補助することができ金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 国は、当分の間、地方公共団体に対し、水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設に関する事業で第百五条第二項の規定により国がその費用について補助することができるもののうち社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第百五条第二項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子

で貸し付けることができる。

4 国は、当分の間、地方公共団体に対し、公立の高等学校に係る校舎、屋内運動場及び寄宿舎の整備に関する事業で第百五条第三項の規定により国がその費用について補助することができるもののうち社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第百五条第三項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

5～8 (略)

9 国は、第二項から第四項までの規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第百五条第三項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10・11 (略)

で貸し付けることができる。

4 国は、当分の間、地方公共団体に対し、公立の高等学校に係る校舎、屋内運動場及び寄宿舎の整備に関する事業で第百五条第二項の規定により国がその費用について補助することができるもののうち社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第百五条第二項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

5～8 (略)

9 国は、第二項から第四項までの規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第百五条第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10・11 (略)